

令和 3 年度社会福祉施設等施設
整備費国庫補助基準単価

【障がい関係施設分】

令和3年度1事業（1施設）当たりの間接補助基準単価

(単位: 円)

事業（施設）の種類			補助基準額	
生活介護自立訓練 就労移行支援就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	54,900,000
			標準	52,400,000
		21人 ~ 40人	都市部	110,700,000
			標準	105,500,000
		41人 ~ 60人	都市部	184,900,000
			標準	176,100,000
		61人 ~ 80人	都市部	259,600,000
			標準	247,300,000
		81人 ~ 100人	都市部	334,600,000
			標準	318,700,000
		101人 ~ 120人	都市部	408,600,000
			標準	389,100,000
		121人以上	都市部	483,600,000
			標準	460,600,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	44,400,000
			標準	42,300,000
		21人 ~ 40人	都市部	89,400,000
			標準	85,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	149,400,000
			標準	142,300,000
		61人 ~ 80人	都市部	210,500,000
			標準	200,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	270,300,000
			標準	257,500,000
		101人 ~ 120人	都市部	331,500,000
			標準	315,700,000
		121人以上	都市部	391,500,000
			標準	372,900,000
就労・訓練事業等整備加算	都市部	42,300,000		
	標準	40,400,000		
大規模生産設備等整備加算	都市部	139,500,000		
	標準	132,900,000		
短期入所整備加算	都市部	11,500,000		
	標準	11,000,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,400,000		
	標準	12,800,000		
	都市部	9,600,000		

就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	標準	9,150,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,360,000
	標準	6,060,000
避難スペース整備加算	都市部	36,900,000
	標準	35,100,000

療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	99,900,000
			標準	95,200,000
		21人 ~ 40人	都市部	200,700,000
			標準	191,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	334,500,000
			標準	318,600,000
		61人 ~ 80人	都市部	470,900,000
			標準	448,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	605,800,000
			標準	577,000,000
		101人 ~ 120人	都市部	740,700,000
			標準	705,400,000
		121人以上	都市部	875,700,000
			標準	834,000,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	42,300,000
			標準	40,400,000
	大規模生産設備等整備加算	都市部	139,500,000	
		標準	132,900,000	
	短期入所整備加算	都市部	11,500,000	
		標準	11,000,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,400,000	
		標準	12,800,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,600,000	
		標準	9,150,000	
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,360,000	
		標準	6,060,000	
	避難スペース整備加算	都市部	36,900,000	
		標準	35,100,000	

共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	26,100,000
			標準	24,900,000
		短期入所整備加算	都市部	11,500,000
			標準	11,000,000
		エレベーター等設置整備加算	都市部	2,070,000
			標準	1,980,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,600,000	
		標準	9,150,000	
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,360,000	
		標準	6,060,000	
	避難スペース整備加算	都市部	36,900,000	
		標準	35,100,000	

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	99,900,000
			標準	95,200,000
		21人～40人	都市部	200,700,000
			標準	191,200,000
		41人～60人	都市部	334,600,000
			標準	318,700,000
		61人～80人	都市部	470,900,000
			標準	448,500,000
		81人～100人	都市部	605,900,000
			標準	577,100,000
		101人～120人	都市部	740,700,000
			標準	705,500,000
		121人以上	都市部	875,700,000
			標準	834,000,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	42,300,000
			標準	40,400,000
		大規模生産設備等整備加算	都市部	139,500,000
			標準	132,900,000
		短期入所整備加算	都市部	11,500,000
			標準	11,000,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,400,000
			標準	12,800,000

	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,600,000	
		標準	9,150,000	
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,360,000	
		標準	6,060,000	
	小規模グループケア整備加算	都市部	20,500,000	
		標準	19,500,000	
	避難スペース整備加算	都市部	36,900,000	
		標準	35,100,000	
福祉型児童発達支援センター —医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人以下	都市部	54,900,000
			標準	52,400,000
		21人 ~ 40人	都市部	110,700,000
			標準	105,500,000
		41人 ~ 60人	都市部	184,900,000
			標準	176,100,000
		61人 ~ 80人	都市部	259,600,000
			標準	247,300,000
		81人 ~ 100人	都市部	334,600,000
			標準	318,700,000
		101人 ~ 120人	都市部	408,600,000
			標準	389,100,000
		121人以上	都市部	483,600,000
			標準	460,600,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	42,300,000
			標準	40,400,000
		大規模生産設備等整備加算	都市部	139,500,000
			標準	132,900,000
		短期入所整備加算	都市部	11,500,000
			標準	11,000,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,400,000
			標準	12,800,000
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,600,000
			標準	9,150,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,360,000		
	標準	6,060,000		
避難スペース整備加算	都市部	36,900,000		

	標準	35,100,000
増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部	27,600,000
	標準	26,300,000
短期入所（短期入所のための整備の場合）	都市部	14,000,000
	標準	13,400,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援（各事業のための整備の場合）	都市部	9,600,000
	標準	9,150,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のための整備の場合）	都市部	6,360,000
	標準	6,060,000
避難スペース整備（避難スペースのための整備の場合）	都市部	36,900,000
	標準	35,100,000
補装具製作施設	都市部	14,000,000
	標準	13,400,000
盲導犬訓練施設	都市部	173,000,000
	標準	164,800,000
点字図書館	都市部	47,500,000
	標準	45,300,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	64,100,000
	標準	61,100,000

(注)

- 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所（短期入所のための整備の場合）」に2分の1を乗じた額を基準額とする。